

平成 20 年度税制改正の要綱

〔平成 20 年 1 月 11 日〕
閣 議 決 定

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制等について適切な措置を講ずる。また、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行う。併せて、地域間の財政力格差の縮小の観点から所要の措置を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 法人関係税制

1 研究開発税制

試験研究費に係る特別税額控除制度について、試験研究費の増加分に対する特別税額控除割合を上乗せする特例を改組し、次の特例のいずれかを選択適用できる制度を創設する。この制度における控除税額は、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制とは別に、当期の法人税額の100分の10相当額を限度とする。

- (1) 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の100分の5相当額の特別税額控除ができることとする。
- (2) 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が平均売上金額の100分の10相当額を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合を乗じた金額の特別税額控除ができることとする。
(注) 特別税額控除割合は、試験研究費割合から100分の10を控除した割合に0.2を乗じた割合とする。

2 情報基盤強化税制

情報基盤強化税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- (1) 対象設備等に、部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものを加える。
- (2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等について、対象設備等の取得価額の合計額の最低限度を70万円（現行300万円）に引き下げる。
- (3) 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人について、対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200億円を限度とする。

3 減価償却制度

減価償却制度について、次の見直しを行う。

- (1) 法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分を整理するとともに、法定耐用年数を見直す（別紙一参照）。なお、この改正は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度（所得税については、平成21年分以後）について適用する。
- (2) 耐用年数の短縮特例について、本特例の適用を受けた減価償却資産について軽微な変更があった場合、本特例の適用を受けた減価償却資産と同一の他の減価償却資

産の取得をした場合等には、改めて承認申請をすることなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができることとする。

二 中小企業関係税制

- 1 特定中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の創設
 - (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」という。）が、その年中に特定中小会社であって次の要件を満たす株式会社に出資した金額について、1,000万円を限度として、寄附金控除を適用する。
 - ① 設立1年目の株式会社・・・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者
 - ② 設立2年目又は3年目の株式会社・・・特定新規中小企業者であって前事業年度及び前々事業年度における営業活動によるキャッシュ・フロー（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第112条第1号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう。）が赤字であるもの
 - (2) 特定中小会社に出資した金額のうち、本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得した特定中小会社の株式の取得価額から控除する。
 - (3) その他所要の整備を行う。
 - (4) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例については、所要の経過措置を講じた上、廃止する。

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後に特定中小会社の株式を払込みにより取得する場合について適用する。
- 2 教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度について、対象を中小企業者等に限定するとともに、労働費用に占める教育訓練費の割合が100分の0.15以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた特別税額控除割合（100分の8～100分の12）を乗じた金額の特別税額控除ができる制度に改組した上、本特例を中小企業等基盤強化税制の中に位置付ける。

(注) 特別税額控除割合は、労働費用に占める教育訓練費の割合から100分の0.15を控除した割合に40を乗じたものに100分の8を加算した割合とする。
- 3 農林水産業と商工業との連携等を促進するための税制措置を次のとおり講ずる。
 - (1) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、中小企業等基盤強化税制の対象に、同法の認定農商工等連携事業計画（仮称）に従って農商工等連携事業（仮称）を行う中小企業者が取得する同計画に定める機械装置を加える。
 - (2) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、集積区域における集積産業用資産の特別償却制度の対象に、農林水産業の活性化に資する業種を加える。なお、同業種における投資規模要件は、機械装置にあっては、取得価額の最低限度を1台又は1基につき500万円、かつ、計画記載の投資総額の最低限度を4,000万円とし、建物等にあっては、取得価額の最低限度を5,000万円とする。
- 4 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長する。
- 5 交際費等の損金不算入制度について、中小企業者に係る400万円の定額控除の適用期限を2年延長する。
- 6 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長する。

- 7 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。
- (備考) 取引相場のない株式の評価に係る純資産価額方式における営業権の評価について、企業者報酬の額及び総資産価額に乗じる利率の見直しを行う。

三 金融・証券税制

1 上場株式等の譲渡所得等に対する課税

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等の7%軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成20年12月31日をもって7%（住民税とあわせて10%）軽減税率を廃止する（平成21年1月1日以後は15%（住民税とあわせて20%）となる。）。

(2) 特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）に上場株式等を譲渡した場合には、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、7%（住民税とあわせて10%）とする。

(3) 源泉徴収口座における源泉徴収税率の特例

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）の源泉徴収口座における源泉徴収税率は、7%（住民税とあわせて10%）とする。

この場合において、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える者については、その超える年分について、源泉徴収口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用しない。

2 上場株式等の配当所得に対する課税

(1) 上場株式等に係る配当等の7%軽減税率の廃止

居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、平成20年12月31日をもって7%（住民税とあわせて10%）軽減税率を廃止する（平成21年1月1日以後は15%（住民税とあわせて20%）となる。）。

(2) 源泉徴収税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ。）に対する源泉徴収税率を7%（住民税とあわせて10%）とする。

この場合において、その年中の上場株式等の配当等（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く。）の金額の合計額が100万円を超える者については、その超える年分について、当該上場株式等の配当等に係る申告不要の特例は適用しない。

(3) 上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設

平成21年1月1日以後に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、当該居住者等は15%（住民税とあわせて20%）の税率による申告分離課税を選択できることとする。この場合において、申告する上場株式等の配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とする。

(4) 申告分離選択課税の税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）に上場株式等の配当等の支払を受ける場合に、その年分において申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については、7%（住民税とあわせて10%）とする。

(5) 源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ

居住者等が金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該居住者等が当該金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収口座を開設しているときは、当該配当等を当該源泉徴収口座に受け入れることができることとする。

(注) 上記の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に支払う上場株式等の配当等について適用する。

3 損益通算の特例

(1) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年の前年以前 3 年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除するものとする。

(注) 上記の改正は、平成 21 年分以後の所得税について適用する。

(2) 源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の計算の特例の創設（源泉徴収口座内における損益通算）

源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、当該源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率を乗じて徴収すべき所得税の額を計算する特例を創設する。

この場合において、当該上場株式等の譲渡損失の金額につき、申告により、他の株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、本特例の適用を受けた上場株式等の配当等については、申告不要の特例は適用しない。

(注) 上記の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に支払う上場株式等の配当等について適用する。

4 資料情報制度等の整備

(1) 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書について、次の措置を講ずる。

① 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出を不要とする措置を廃止する。

② 特定口座年間取引報告書の記載事項に、源泉徴収口座に受け入れた配当等の額等を加える。

(注) 上記①の改正は、平成 21 年 1 月 1 日以後に源泉徴収口座において処理される上場株式等の譲渡に係る報告書について適用する。

上記②の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に支払う上場株式等の配当等について適用する。

(2) 7%の源泉徴収税率を適用する上場株式等の配当等については、すべての配当等の支払調書を税務署へ提出しなければならないこととする。ただし、源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等については、当該支払調書の税務署への提出は要しないこととする。

(3) 上場株式等の配当等の支払者又は支払事務取扱者は、当該配当等の支払を受ける者に対して、その支払う配当等の額等を記載した支払報告書を交付しなければならない

ないこととする。ただし、源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等については、当該報告書の支払を受ける者への交付は要しないこととする。

また、上場株式等に係る配当所得の金額を申告する場合には、当該支払報告書又は源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならないこととする。

(注) 上記(2)及び(3)の改正は、平成 21 年 1 月 1 日以後に支払う配当等について適用する。

5 源泉徴収義務の整備等

(1) 源泉徴収口座における損益通算を可能とするため、上場株式等の配当等に対する源泉徴収について、以下の措置を講ずる。

① 支払事務取扱者（証券会社、銀行等）を通じて支払をする上場株式等の配当等について、当該支払事務取扱者を源泉徴収義務者とする。

② 公募株式投資信託の収益の分配に係る配当等について、当該配当等の支払事務取扱者を源泉徴収義務者とする。

③ 源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等について源泉徴収した所得税の納付期限を、その徴収の日の属する年の翌年 1 月 10 日とする。

(注) 上記の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に支払う上場株式等の配当等について適用する。

(2) 居住者等が公募株式投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税することとする。

(3) その他所要の整備を行う。

6 一定の贈与、相続又は遺贈により取得した特定口座内保管上場株式等であった上場株式等を、次に掲げる方法により受贈者、相続人又は受遺者の特定口座へ移管できることとする。

(1) 贈与により取得した上場株式等を当該受贈者の特定口座へ移管する際に、その受贈者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等をすべて当該受贈者の特定口座に移管する方法（当該受贈者の特定口座に既にその取得した上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有していない場合に限る。）

(2) 相続又は遺贈により取得した上場株式等を当該相続人又は受遺者の特定口座へ移管する際に、その相続人又は受遺者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等をすべて当該相続人又は受遺者の特定口座に移管する方法

7 特定口座内の上場株式等を他の金融商品取引業者等の特定口座に移管する際に、移管元の金融商品取引業者等が移管先の金融商品取引業者等に送付することとされている取得価額等の情報を、電子情報処理組織を利用して送付することができることとする。

8 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税制度は、適用期限の到来をもって廃止する。

四 土地・住宅税制

1 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する。

(1) 土地の売買による所有権の移転登記（現行 1,000 分の 10）

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 10

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 13

- 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 15
- (2) 土地の所有権の信託の登記（現行 1,000 分の 2）
- 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2
- 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2.5
- 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 3
- 2 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率（現行 1,000 分の 8）の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。
- 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 8
- 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 9
- 3 住宅の省エネ改修促進税制の創設
- (1) 住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の創設
- ① 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を含む増改築等（以下「省エネ改修工事等」という。）を行った場合において、当該家屋を平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、その省エネ改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の 1,000 万円以下の部分の一定割合を所得税の額から控除する。この特例は、下記(2)の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間は 5 年、控除率については、次のとおりとする。
- 省エネ改修工事等に係る住宅借入金等の年末残高のうち、
- イ 特定の省エネ改修工事に係る工事費用（200 万円を限度）に相当する部分の金額・・・2%
- ロ イに掲げる住宅借入金等の年末残高以外の金額・・・1%
- (注 1) 上記の「一定の省エネ改修工事」とは、①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事で、次の要件を満たすものをいう。
- イ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成 11 年基準以上となること
- ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること
- ハ その工事費用の合計額が 30 万円を超えるものであること
- (注 2) 上記の「特定の省エネ改修工事」とは、（注 1）に定める工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成 11 年基準相当となると認められる工事内容のものをいう。
- (注 3) 上記の「一定の要件」について、以下のとおりとする。
- イ 住宅借入金等について、償還期間 5 年以上の一定の住宅借入金等を適用対象とする。
- ロ 本税制の適用については、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書を要するものとする。
- ハ その他現行の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様の要件とする。
- ② 二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の計算の調整措置その他所要の措置を講ずる。

(2) 住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、現行制度において適用対象となっている大規模の修繕又は模様替等に加え、大規模の修繕又は模様替等に至らない一定の省エネ改修工事を適用対象に加える。

(注1) 上記の「一定の省エネ改修工事」とは、①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事で、次の要件を満たすものをいう。

イ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること

ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること

(注2) 本税制の適用については、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書を要するものとする。

(注3) 上記の改正は、増改築等をした居住用家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合について適用する。

4 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。

5 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を2年延長する。

6 マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を2年延長する。

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、個人が、同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に新築又は取得（未使用のものに限る。）をする一定の長期優良住宅（仮称）に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率について、次のとおり軽減する措置を講ずる。

(1) 所有権の保存登記 1,000分の1（本則1,000分の4）

(2) 所有権の移転登記 1,000分の1（本則1,000分の20）

五 公益法人制度改革への対応・寄附税制

1 公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革による新たな法人制度の創設に伴い、次のとおり公益法人関係税制の整備等を行う。

(1) 新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税

① 公益社団法人及び公益財団法人

イ 各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。
なお、収益事業の範囲から公益目的事業に該当するものを除外する。

ロ 各事業年度の所得の金額に対して30%（所得の金額のうち年800万円以下の部分については、22%）の税率を適用する。

ハ 収益事業に属する資産のうちから自らの公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。

ニ 寄附金の損金算入限度額は、次のいずれか多い金額とする。

(イ) 所得の金額の100分の50相当額

(ロ) 上記ハの金額のうち、公益目的事業のために充当し、又は充当することが確実であると認められるもの

ホ 公益社団法人及び公益財団法人が支払を受ける利子等に係る源泉所得税は非課税とする。

- ② 収益事業課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人
- イ 次の一般社団法人及び一般財団法人については、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。
- (イ) 剰余金の分配を行わない旨が定款において定められていること等の要件に該当する一般社団法人及び一般財団法人
- (ロ) 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること等の要件に該当する一般社団法人及び一般財団法人
- ロ 各事業年度の所得の金額に対して 30%（所得の金額のうち年 800 万円以下の部分については、22%）の税率を適用する。
- ③ 全所得課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人
一般社団法人及び一般財団法人のうち上記①及び②のいずれにも該当しないものは、法人税法上、普通法人とする。
- ④ 特例民法法人
従前どおり、所得税法上の公共法人等及び法人税法上の公益法人等とする。
- (2) 寄附税制について、特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、公益社団法人及び公益財団法人を加えるほか、特例民法法人に係る所要の経過措置等を講ずる。
また、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の措置等を講ずる。
- ① 非課税特例の対象となる法人（以下「対象法人」という。）に公益社団法人及び公益財団法人並びに特定の一般社団法人及び一般財団法人（上記(1)②イ(イ)に掲げるもの）を加える。
- ② 寄附を受けた財産（以下「寄附財産」という。）が公益事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、対象法人に対して、寄附時の譲渡所得等に係る所得税を課税する。
- ③ 対象法人が、寄附財産を直接公益事業の用に供した後に譲渡し代替資産を取得した場合には、一定の要件の下で非課税特例を継続適用する。
- (3) 次のとおり、公益法人関係税制等について所要の整備を行う。
- ① 公益社団法人及び公益財団法人に係る役員の変更登記等又は公益認定の際の変更登記について登録免許税を非課税とするほか、一般社団法人及び一般財団法人の設立登記等について 1 件につき 6 万円等の登録免許税を課税する等の措置を講ずる。
- ② 一般社団法人及び一般財団法人を消費税法別表第三に加える。
- ③ 関連諸制度の整備
- イ 法人税関係
- (イ) 収益事業の範囲について、労働者派遣業の追加、技芸の教授業に係る除外措置の見直しのほか、所要の整備を行う。
- (ロ) 法人が収益事業課税から全所得課税へ移行した場合には、原則として、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額を益金の額に算入する。また、法人が全所得課税から収益事業課税へ移行した場合には、解散及び設立があったものとして取り扱うなど、法人につき課税所得の範囲の変更等があった場合の所要の調整を行う。
- ロ 所得税及び法人税における外国公益法人等の指定制度について、所要の経過措置を講じた上で廃止する。

ハ 一般社団法人及び一般財団法人等の持分の定めのない法人への贈与等を通じた贈与税等の租税回避について、所要の措置を講ずる。

④ その他所要の整備を行う。

(公益法人関係税制の詳細は別紙二参照)

2 寄附税制

(1) 特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額について、所得基準を所得の金額の100分の5（現行100分の2.5）相当額とする。

(2) 認定NPO法人制度の認定要件等について、次のとおり見直しを行う。

① いわゆるパブリック・サポート・テスト（総収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が3分の1以上（特例5分の1以上）であること）について、次のとおり見直しを行った上、5分の1以上とする特例の適用期限を3年延長する。

イ 認定の有効期間の延長（後掲）に合わせて、実績判定期間を原則5年に延長するとともに、各事業年度の基準（10分の1以上）を廃止する。

ロ 受入寄附金総額から控除する一者当たり基準限度超過額について、次のとおり見直しを行う。

(イ) 特定公益増進法人又は認定NPO法人以外の者からの寄附金については、同一の者からの寄附金のうち受入寄附金総額の100分の10（現行100分の5）相当額を超える部分の金額とする。

(ロ) 社員からの寄附金については、その親族等からの寄附金を同一の者からの寄附金とみなす規定は適用しない。

ハ 一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人からの補助金又は委託の対価について、国、地方公共団体及びわが国が加盟している国際機関からの補助金又は委託の対価と同様の取扱いとする。

ニ 小規模法人の特例（簡易な計算式で判定を行うことができる措置）について、割合を5分の1（現行3分の1）に引き下げた上、適用期限を3年延長する。

② 認定の有効期間を5年（現行2年）に延長する。

③ 社員の親族等及び特定の法人に係る要件を廃止するとともに、社員のうちに親族等又は特定の法人の占める割合を閲覧事項に加えるほか、所要の整備を行う。

六 国際課税

1 非居住者又は外国法人の利子所得に対する課税について、次の措置を講ずる。

(1) 国内源泉所得の範囲に、外国法人が発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるものを加える。

(2) 外国法人が国外において発行する割引債について、当該割引債の発行差金のうち国内において行う事業に帰せられるものがある場合には、その発行時に、投資家が受けるべき償還差益のうちこれに対応する部分に対して18%の税率により源泉徴収を行う。

(3) 民間国外債等の利子の課税の特例について、その対象の範囲に一定の外国法人が発行する債券の利子を加えた上、その適用期限を2年延長する。

(注) 上記の改正は、外国法人が平成20年4月1日以後に発行する債券について適用する。

2 非居住者又は外国法人に対する課税について、その課税標準を区分する恒久的施設とされる代理人等（自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者をいう。）の範囲から独立の地位を有する代理人等を除くこととする。

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後の恒久的施設とされる代理人等の判定について適用する。

- 3 特定目的会社に係る課税の特例等について、特定目的会社等が納付した外国法人税の額は、現行の外国税額控除に代えて、特定目的会社の利益の配当等に対する所得税の額から控除することとする。その控除限度額は、当該所得税の額とする。

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る利益の配当等に対する所得税の額について適用する。

- 4 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）について、外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の判定における同族株主グループの範囲に、内国法人の役員等が支配する法人を加えるとともに、適用除外を判定する非関連者基準に係る関連者の範囲に、内国法人、特定外国子会社等その他の関連者とされる法人の役員等が支配する法人を加えることとする。

また、特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について、同税制の適用を受ける内国法人等の判定における特殊関係株主等の範囲に、特定株主等に該当する法人又は特殊関係内国法人の役員等が支配する法人を加えるとともに、適用除外を判定する非関連者基準に係る関連者の範囲に、特殊関係株主等に該当する内国法人、特定外国法人その他の関連者とされる法人の役員等及び当該役員等が支配する法人を加えることとする。

(注) 上記の改正は、特定外国子会社等又は特定外国法人の平成20年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。

- 5 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）の国外関連者に関する明細書について、国外関連者の営業収益等における通貨・単位の明示、株式等の保有割合における同一の者による株式等の被保有関係にある国外関連者に係る保有割合、国外関連者の従業員数、利益剰余金の額及び事前確認の有無の記載を行うこととする。

- 6 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の課税の特例について、その適用期限を撤廃する。

- 7 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例について、その適用期限を撤廃する。

七 納税環境整備

1 税務手続の電子化促進措置

(1) 電子申告における第三者作成書類の添付省略の対象書類の追加

所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合において、一定の要件の下、税務署への提出又は提示を省略することができる第三者作成書類の範囲に、次の書類を加える。

- ① 給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書
- ② 雑損控除、寄附金控除、勤労学生控除の証明書等
- ③ 個人の外国税額控除に係る証明書
- ④ 住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書（適用2年目以降のもの）
- ⑤ バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書（適用2年目以降のもの）
- ⑥ 政党等寄附金特別控除の証明書

(注) 上記の改正は、原則として、平成20年1月4日以後に、平成19年分以後の所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用する(国税庁告示の改正により措置済み)。

(2) 電子納税の新たな納付手段の創設

国税の納付手続について、あらかじめ税務署長に一定の事項を届け出た場合には、インターネットバンキングを経由しない電子情報処理組織による納付手続を行うことができることとする。

(注) 上記の改正は、平成21年9月1日以後に行う電子情報処理組織による納付手続について適用する。

(3) 納税証明書の電子申請による書面交付

国税の納税証明書の書面による交付について、電子情報処理組織を使用して交付を請求した場合には、一定の方法により送付に要する費用を納付して、当該証明書の送付を求めることができることとする。

(注) 上記の改正は、平成20年1月4日以後に行う請求について適用する(財務省令の改正により措置済み)。

2 先物取引に関する調書制度について、金融商品取引業者は、居住者等が行った店頭で取引される金融商品先物取引等の差金等決済があった場合には、その差金等決済があった日の翌月末日まで又は差金等決済があった日の属する年の翌年1月31日までに一定の支払調書を税務署長に提出しなければならないこととする等の整備を行う。

(注) 上記の改正は、平成21年1月1日以後に行われる差金等決済について適用する。

3 国外送金等に係る調書の提出対象となる国外送金等の金額を100万円超(現行200万円超)に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後に行われる国外送金等について適用する。

八 地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

1 地方法人特別税

(1) 納税義務者

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者とする。

(2) 課税標準

標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。

(3) 税率

- | | |
|-----------------------------------------------------|------|
| ① 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 | 148% |
| ② 所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 | 81% |
| ③ 収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対す | 81% |

る税率

(4) 賦課徴収

地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県が法人事業税の例により併せてこれを行うこととする。

(注) 上記の改正は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

2 地方法人特別譲与税

地方法人特別税の創設に伴い、地方法人特別税の税収の全額を人口等一定の基準により都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税を創設する。

3 その他所要の措置を講ずる。

九 その他

1 揮発油税及び地方道路税並びに自動車重量税について、税率の特例措置の適用期限を10年延長する。

2 医療費控除の対象範囲に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導のうち一定の積極的支援に係る費用の自己負担分を加える。

3 工事収益の計上方法等について、次のとおり見直しを行う。

(1) 工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件を2年以上から1年以上に、請負金額要件を50億円以上から10億円以上に、それぞれ見直す。

(2) 長期大規模工事以外の工事で損失が生ずると見込まれるものについて、工事進行基準を適用することができることとする。

(3) 工事進行基準の対象に、ソフトウェアの受注制作を加える。

(4) 工事進行基準の適用により計上した未収金は、その発注者を債務者とする金銭債権として、貸倒引当金制度等を適用することとする。

(5) その他所要の措置を講ずる。

4 社会医療法人について、次の措置を講ずる。

(1) 社会医療法人を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第二（公益法人等の表）及び消費税法別表第三に加える。

(2) 社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務として行うものを除く。）を収益事業の範囲から除外する。

(3) 寄附金の損金算入限度額は、所得の金額の100分の50相当額（年200万円に満たない場合には、年200万円）とする。

(4) 社会医療法人の認定を受けた場合には、法人の解散及び設立があったものとして取り扱う。また、認定の取消しを受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額を益金の額に算入する。

5 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、省エネビルシステムを加えるなど対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

6 授産施設等取引金額が増加した場合の割増償却制度の創設

青色申告書を提出する事業者が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において、授産施設等に対して資産の譲渡、役務の提供等の対価として支払った金額（授産施設等取引金額）がある場合において、その事業年度における授産施設等取引金額の合計額が前事業年度等における授産施設等取引金額の合計額を超えるときは、その事業年度又は直近2事業年度において取得等をした減価償却資産について、普通償却限度額の100分の30の割増償却ができる制度を創設する。この場合において、割増償却額の合計額が、その事業年度における授産施設等取引金額

の合計額から前事業年度等における授産施設等取引金額の合計額を控除した残額を超えるときは、当該割増償却額の合計額は、当該残額を限度とする。

7 外航海運事業者の日本籍船による収入金額の課税の特例の創設

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴い、青色申告書を提出する法人で、同法の施行の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に改正後の海上運送法に規定する日本船舶・船員確保計画（仮称）の認定を受けたものについて、日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額に基づく所得計算を選択することができる特例を創設する。本特例の所得計算において、(1)が(2)を超えるときは、その超える部分の金額を損金の額に算入し、(1)が(2)に満たないときは、その満たない部分の金額を益金の額に算入する。なお、本特例を選択する場合には、その適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までに納税地の所轄税務署長にその旨を届け出るものとする。

(1) 日本籍船による収入金額に係る所得金額

(2) 日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額

(注) 運航トン数に応じた利益の金額は、100 純トン・1 日当たりのみなし利益の金額に運航トン数及び運航日数を乗じた金額とする。100 純トン・1 日当たりのみなし利益の金額は、次のとおりとする。

1,000 純トン以下	120 円
1,000 純トン超 10,000 純トン以下	90 円
10,000 純トン超 25,000 純トン以下	60 円
25,000 純トン超	30 円

なお、日本船舶・船員確保計画（仮称）の認定を取り消された場合には、上記の制度により損金の額に算入された金額の合計額をその取消の日を含む事業年度の益金の額に算入する。

8 特定目的会社に係る課税の特例等について、支払配当等の損金算入及び配当控除不適用となる配当等の要件における適格機関投資家の範囲を次のとおり見直す。

(1) 信用協同組合について、金融商品取引法に基づき金融庁長官に届出を行った者とする。

(2) 共済水産業協同組合連合会を加える。

(3) 企業年金基金のうち直近事業年度の年金経理に係る貸借対照表における資産から負債を控除した金額が100億円以上のものを加える。

(4) 信託会社（管理型信託会社を除く。）又は外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）のうち、金融商品取引法に基づき金融庁長官に届出を行った者を加える。

(5) 金融商品取引法に基づき有価証券の残高が10億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者のうち、厚生年金基金、企業年金連合会又は企業年金基金に類する外国の者のうち次のすべての要件を満たすものによりその発行済株式の全部を保有されている内国法人を加える。

① 外国の法令に基づいて組織されていること。

② 外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されること。

(6) 金融商品取引法に基づき有価証券の残高が10億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者のうち、外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、

- 外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関のうち金融庁長官に届出を行った者によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人を加える。
- (7) 外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う法人の資本金の額等の最低限度を5,000万円（現行1億円）とする。
- (8) 外国の法令に準拠して外国において信託業（管理型信託業を除く。）を行う法人で資本金の額等が1億円以上であるものとして、金融商品取引法に基づき金融庁長官に届出を行った者を加える。
- 9 投資法人に係る課税の特例における支払配当等の損金算入の要件について、同族会社に該当しないこととの判定を、3株主グループによる判定から1株主グループによる判定とする。
- 10 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、対象に漁業協同組合合併促進法の認定を受けていない漁業協同組合と漁業協同組合との合併を加える。
- 11 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が、消費生活協同組合法の規定により共済事業と共済事業以外の事業とを合わせて行うことが禁止される場合において、共済事業に係る資産及び負債を現物出資するときは、適格現物出資の要件のうち規模要件及び出資の継続保有要件については、これを満たすものとする。
- 12 構造改革特別区域法における酒税の特例について、次の措置を講ずる。
- (1) 構造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6kl）を果実酒については2klに、リキュールについては1klに引き下げる。
- (2) 構造改革特別区域内において農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6kl）を適用しない。
- (3) その他所要の整備を行う。
- 13 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場において飲用に供するため、その営業場において課税済みの蒸留酒類と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合には、一定の要件の下、みなし製造の規定を適用しないこととする。
- 14 バイオマス由来燃料を混和して製造された揮発油について、バイオマス由来燃料に含まれるエタノールに相当する揮発油税及び地方道路税を軽減する措置を平成25年3月31日までの間講ずる。
- (注) 上記の改正は、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正による揮発油特定加工業者（仮称）の登録制度及び品質確認制度の導入時期に合わせて実施する。
- 15 その他の租税特別措置の改正
- 租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。
- (1) 廃止
- ① 経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、経営革新計画の承認を受けている中小企業者については、所要の経過措置を講ずる。
- ② 次に掲げる登録免許税の軽減措置を廃止する。
- イ 漁業協同組合が漁業協同組合合併促進法の規定による認定を受けて合併をした場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ロ 一定の金融機関等が認定経営基盤強化計画等に基づき行う株式会社の設立の登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

ハ 農業信用基金協会が保証事業を譲渡した場合の抵当権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

(2) 縮減等

① 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

イ 免税対象牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得については、免税対象から除外する。

ロ 免税対象牛の対象範囲から売却価額50万円以上の乳用種を除外する。

(注) 上記の改正は、個人は平成21年分以後の所得税について、法人は平成21年4月1日以後の日を含む事業年度について適用し、所要の経過措置を講ずる。

② 中小企業等基盤強化税制について、対象から中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の異分野連携新事業分野開拓計画に係る措置を除外する。

③ 公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備から汚水処理用設備（構築物及び機械装置）、ばい煙処理用設備及び窒素酸化物抑制設備を除外した上、その適用期限を2年延長する。

④ 特定電気通信設備等の特別償却制度における電気通信利便性充実設備に係る措置及び広帯域加入者網普及促進設備に係る措置について、対象設備が設置される地域を条件不利地域に限定した上、その適用期限を2年延長する。

⑤ 再商品化設備等の特別償却制度について、対象設備から再商品化設備及び再資源化設備並びに生物資源利用製品製造設備のうち炭化製品製造設備、精油抽出設備及び家畜排せつ物たい肥化設備を除外した上、その適用期限を2年延長する。

⑥ 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度について、対象設備等からエスカレーター及びタクシーを除外した上、その適用期限を2年延長する。

⑦ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例について、対象から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置を除外する。

⑧ 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

イ 株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

1,000分の3.5（現行1,000分の2.5）

ロ 合併又は分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記

1,000分の3.5（現行1,000分の2.5）

ハ 法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記

1,000分の16（現行1,000分の14）

ニ 合併による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記

1,000分の2（現行1,000分の1.5）

⑨ 預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受けに伴い、当該金融機関が受ける資本金の額の増加の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の3.5（現行1,000分の2.5）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

⑩ 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率（現行1,000分の8）の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 1,000分の8

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 10

- ⑪ 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会から権利義務の包括承継をした場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

イ 不動産又は船舶の所有権の移転登記（現行 1,000 分の 4）

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 4

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 5

ロ 不動産の地上権又は賃借権の移転登記（現行 1,000 分の 2）

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 3

- ⑫ 農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長する。

イ 適用対象を、農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡を受けた場合及び農業協同組合が他の農業協同組合と合併をした場合とする。

ロ 農業協同組合が他の農業協同組合と合併をした場合における不動産の所有権の移転登記に係る軽減税率（現行 1,000 分の 2.5）を次のとおり見直す。

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2.5

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 3

- ⑬ 清酒等に係る酒税の税率の特例措置について、次のとおり軽減割合の見直しを行った上、その適用期限を 5 年延長する。

イ 清酒、連続式蒸留しようちゅう、単式蒸留しようちゅう（現行 25%）及び果実酒（現行 30%）

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 25%

平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 20%

ロ 合成清酒及び発泡酒（現行 30%）

平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 25%

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 20%

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 15%

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 10%

- ⑭ 特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置について、発電用ボイラーの燃料用及びノルマルパラフィンの脱着溶剤用の揮発油を適用対象から除外した上、その適用期限を 10 年延長する。

(3) 適用期限の延長

- ① 次に掲げる特別措置の適用期限を 3 年延長する。

イ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置

ロ 農地等に係る贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が特例適用農地等のすべてについて一定の農業生産法人に使用貸借による権利の設定をした場合において贈与税の納税猶予の特例を継続する措置

- ② 交際費等の損金不算入制度の適用期限を 2 年延長する。

- ③ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例制度の適用期限を 2 年延長する。

- ④ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限を 2 年延長する。

- ⑤ 次に掲げる特別措置の適用期限を 2 年延長する。

イ 地震防災対策用資産の特別償却制度における耐震改修工事に係る措置

ロ 優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置

- ハ 海外投資等損失準備金
- ニ 金属鉱業等鉱害防止準備金
- ホ 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金
- へ 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減
- ト 関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の免税
- チ ビールに係る酒税の税率の特例
- リ 特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税
- ヌ 特定の国産石油製品に係る石油石炭税の還付
- ⑥ 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。
 - イ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
 - ロ 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例

16 その他

- (1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療等を加えるとともに、消費税が非課税とされる医療等の範囲に同法に基づく医療等を加える。
- (2) 日本年金機構法に基づき設立される日本年金機構を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第一（公共法人の表）、登録免許税法別表第二（非課税法人の表）、消費税法別表第三及び印紙税法別表第二（非課税法人の表）に加える。
- (3) 一定の要件を満たす債務処理に関する計画の策定があった場合に資産の評価損益の計上及び青色欠損金等以外の繰越欠損金の優先控除が認められる措置につき、2以上の金融機関等が債務免除することが定められていることとの要件における金融機関等の範囲に信用保証協会を加える。
- (4) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金でエネルギー使用合理化技術戦略的開発事業等に係るものを加える。
- (5) いわゆる三角合併等に係る対価として交付される株式に一株に満たない端数が生ずる場合において当該端数に代えて金銭が交付されるとき及び全部取得条項付種類株式が取得決議により取得される場合において価格決定の申立てに基づく金銭が交付されるときは、組織再編成等の対価に関する要件の判定に際し、これらの金銭以外の対価により判定することを明確化する。
- (6) 厚生農業協同組合連合会が特別養護老人ホームの用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等については、登録免許税を非課税とする。
- (7) 国民健康保険団体連合会が作成する高齢者の医療の確保に関する法律第155条第1項第1号に掲げる業務に関する文書を印紙税法別表第三（非課税文書の表）に加える。
- (8) 国税の納税証明書について、国税につき滞納処分を受けたことがないことの証明事項については、その交付請求書を提出する日の3年前の日の属する会計年度以後の会計年度に係るものとする。
- (9) その他所要の税制の整備を行う。

（備考）事業承継税制

事業承継税制の抜本見直しについては、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）の制定を踏まえ、平成21年度税制改正において、以下を骨子とする事

業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設する。

本制度は中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）施行日以後の相続等に遡って適用する。

この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。

その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討する。

- (1) 事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。
 - (注1)「事業承継相続人」とは、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者をいう。
 - (注2) 会社を営んでいた被相続人は、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者（事業承継相続人を除く。）の中で筆頭株主であったことを要する。
- (2) 納税猶予の対象となる株式等のみを相続とした場合の相続税額から、その株式等の金額の20%に相当する金額の株式等のみを相続とした場合の相続税額を控除した額を猶予税額とする。
- (3) その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等の一定の場合には、猶予税額を免除する。
- (4) その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等により、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）に基づき経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、猶予税額の全額を納付する。
- (5) 上記(4)の期間経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付する。
- (6) 上記(4)又は(5)により、猶予税額の全額又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付する。
- (7) この特例の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供しなければならない。
- (8) 個人資産の管理等を行う法人の利用等による租税回避行為を防止する措置を講ずる。
- (9) 中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）の施行日以後に開始した相続等から適用を可能とする措置その他所要の措置を講ずる。
- (10) 現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例は、所要の経過措置を講じた上で廃止する。

(参考)

平成 20 年度の税制改正による一般会計税収の増減収見込額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表)

平成20年度の税制改正(内国税関係)による一般会計税収の増減収見込額

(単位:億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度 (20年度増減収見込額)
1 法人関係税制等		
(1) 研究開発税制の拡充	430	330
(2) 情報基盤強化税制の見直し (うち中小企業分)	230 (50)	230 (40)
(3) 教育訓練費に係る特別税額控除制度の見直し	110	100
(4) 農林水産業と商工業との連携等を促進するための税制措置の創設等	20	20
計	110	20
2 金融・証券税制		
上場株式等に係る配当等の7%軽減税率の廃止	3,090 (注1)	-
3 土地・住宅税制		
(1) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の見直し	770 (注2)	-
(2) 住宅の省エネ改修促進税制の創設	20 (注3)	0
計	750	0
4 寄附税制		
特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額の引上げ	10	10
5 その他		
(1) 社会医療法人に係る税制措置の創設	60	0
(2) 外航海運事業者の日本籍船による収入金額の課税の特例の創設	70	0
(3) その他	10	10
計	120	10
合 計	3,600	40

(注1) 上場株式等に係る配当等の7%軽減税率の廃止に係る平年度増収見込額は、特例措置終了後(平成23年)の制度による。

(注2) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の見直し(平成20年度 10/1000、平成21年度 13/1000、平成22年度 15/1000)に係る平年度増収見込額は、税率 15/1000による。

(注3) 住宅の省エネ改修促進税制の創設に係る平年度減収見込額は、控除が行われる期間全体にわたる減収見込額の合計額を計上している。

(別紙一) 減価償却資産の耐用年数表

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

次の有形減価償却資産を追加する。

種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数
構築物	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	年
		果樹又はホップだな	14
		その他のもの	17
		主として金属造のもの	14
		主として木造のもの	5
器具及び備品	11 前掲のもの 以外のもの	土管を主としたもの	10
		その他のもの	8
	金属造のもの(前掲のものを除く。)	露天式立体駐車設備	15
		きのこ栽培用ほだ木	3
		無人駐車管理装置	5

別表第二 機械及び装置の耐用年数表

番号	用 途	細 目	耐用年数
			年
1	食料品製造業用設備		10
2	飲料・たばこ・飼料製造業用設備		10
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	3
		黒鉛化炉	7
		その他の設備	7
4	木材・木製品(家具を除く。)製造業用設備		8
5	家具・装備品製造業用設備		11
6	パルプ・紙・紙加工品製造業用設備		12
7	印刷・同関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
		製本業用設備	7
		新聞業用設備	
		モノタイプ、写真又は通信設備	3
		その他の設備	10
8	化学工業用設備	その他の設備	10
		臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
		塩化りん製造設備	4
		活性炭製造設備	5
		ゼラチン又はにかわ製造設備	5
		半導体用フォトレジスト製造設備	5
		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製	

		造設備	5
		その他の設備	8
9	石油製品・石炭製品製造業用設備		7
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		8
11	ゴム製品製造業用設備		9
12	なめし革・同製品・毛皮製造業用設備		9
13	窯業・土石製品製造業用設備		9
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備 その他の設備	5 9 14
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	11 7
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10
17	はん用機械器具製造業用設備		12
18	生産用機械器具製造業用設備	金属加工機械製造設備 その他の設備	9 12
19	業務用機械器具製造業用設備		7
20	電子部品・デバイス・電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	6 6 5 8
21	電気機械器具製造業用設備		7
22	情報通信機械器具製造業用設備		8
23	輸送用機械器具製造業用設備		9
24	その他の製造業用設備		9
25	農業用設備		7
26	林業用設備		5
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		5
28	水産養殖業用設備		5
29	鉱業、採石業、砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	3 6 12 6
30	総合工事業用設備		6
31	電気業用設備	電気事業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気事業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道事業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	22 20 15 15 15 18 22 15 17 8

3 2	ガス業用設備	製造用設備 供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	1 0 2 2 1 3 1 3 1 5 1 7 8
3 3	熱供給業用設備		1 7
3 4	水道業用設備		1 8
3 5	通信業用設備		9
3 6	放送業用設備		6
3 7	映像・音声・文字情報制作業用設備		8
3 8	鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	5 1 2
3 9	道路貨物運送業用設備		1 2
4 0	倉庫業用設備		1 2
4 1	運輸に附帯するサービス業用設備		1 0
4 2	飲食料品卸売業用設備		1 0
4 3	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備 (貯そうを除く。) その他の設備	1 3 8
4 4	飲食料品小売業用設備		9
4 5	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド 設備 その他の設備	8 1 0
4 6	技術サービス業（他に分類されないもの） 用設備	計量証明業用設備 その他の設備	8 1 4
4 7	宿泊業用設備		1 0
4 8	飲食店用設備		8
4 9	洗濯・理容・美容・浴場業用設備		1 3
5 0	その他の生活関連サービス業用設備		6
5 1	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボーリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	1 1 7 1 3 1 7 8
5 2	その他の教育、学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	5 1 7 8
5 3	自動車整備業用設備		1 5
5 4	その他のサービス業用設備		1 2
5 5	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲 の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	1 7 8

別表第四 生物の耐用年数表

種 類	細 目	耐用年数 年
牛	繁殖用(家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、 体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のある ものに限る。) 役肉用牛	6

	乳用牛 種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。) その他用	4 4 6
馬	繁殖用(家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書の あるものに限る。) 種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。) 競走用 その他用	6 6 4 8
豚		3
綿羊及びやぎ	種付用 その他用	4 6
かんきつ樹	温州みかん その他	28 30
りんご樹	わい化りんご その他	20 29
ぶどう樹	温室ぶどう その他	12 15
なし樹		26
桃樹		15
桜桃樹		21
びわ樹		30
くり樹		25
梅樹		25
かき樹		36
あんず樹		25
すもも樹		16
いちじく樹		11
キウイフルーツ樹		22
ブルーベリー樹		25
パイナップル		3
茶樹		34
オリーブ樹		25
つばき樹		25
桑樹	立て通し 根刈り、中刈り、高刈り	18 9
こりやなぎ		10
みつまた		5
こうぞ		9
もう宗竹		20
アスパラガス		11
ラミー		8
ホップ		9
まおらん		10

別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表

種 類	耐用年数
構築物	年 18
機械及び装置	5

(別紙二) 公益法人関係税制

1 新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税

(1) 公益社団法人及び公益財団法人

① 納税義務

収益事業を営む場合に限り、法人税の納税義務が生ずることとする。

② 課税所得の範囲

各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。
なお、収益事業の範囲から公益目的事業に該当するものを除外する。

③ 適用税率

各事業年度の所得の金額に対して 30%の税率を適用する。ただし、所得の金額のうち年 800 万円以下の部分については、22%の軽減税率を適用する。

④ みなし寄附金

収益事業に属する資産のうちから自らの公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。

⑤ 寄附金の損金算入限度額

次のいずれか多い金額とする。

イ 所得の金額の 100 分の 50 相当額

ロ 上記④の金額のうち、公益目的事業のために充当し、又は充当することが確実であると認められるもの

⑥ 利子等に係る源泉所得税の取扱い

公益社団法人及び公益財団法人が支払を受ける利子等に係る源泉所得税は非課税とする。

(2) 収益事業課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人

① 対象法人及び納税義務

公益認定を受けていない一般社団法人及び一般財団法人のうち次に掲げるもの（以下「非営利一般法人」という。）は、収益事業を営む場合に限り、法人税の納税義務が生ずることとする。

イ 次のすべての要件に該当する一般社団法人又は一般財団法人

(i) 剰余金の分配を行わない旨が定款において定められていること。

(ii) 解散時の残余財産を国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属させる旨が定款において定められていること。

・ 公益社団法人又は公益財団法人

・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人

(iii) 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 以下であること。

(iv) (i)又は(ii)の定款の定め違反した行為を行っていないこと。

ロ 次のすべての要件に該当する一般社団法人又は一般財団法人

(i) 会員の相互の支援、交流、連絡その他の会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること。

(ii) 会員が負担すべき金銭（会費）の額が定款若しくは定款に基づく会員約款等において定められていること又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定めることが定款において定められていること。

(ハ) 特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨及び残余財産を特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人を除く。）に帰属させる旨のいずれについても定款において定められていないこと。

- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人
- ・ 類似の目的をもつ一般社団法人又は一般財団法人

(ニ) 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 以下であること。

(ホ) 主たる事業として収益事業を行っていないこと。

(ハ) 特定の個人又は団体に特別の利益を与えないこと。

② 課税所得の範囲

各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。

③ 適用税率

各事業年度の所得の金額に対して 30%の税率を適用する。ただし、所得の金額のうち年 800 万円以下の部分については、22%の軽減税率を適用する。

④ 利子等に係る源泉所得税の取扱い

非営利一般法人が支払を受ける利子等に係る源泉所得税は課税する。

(3) 全所得課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人のうち上記(1)及び(2)のいずれにも該当しないものは、法人税法上、普通法人とする。

(4) 特例民法法人等

旧民法第 34 条法人であった特例民法法人（移行法人への移行の認可の取消しを受けて特例民法法人とみなされた法人を除く。）については従前どおり所得税法上の公共法人等及び法人税法上の公益法人等とする等、特例民法法人及び特例無限責任中間法人については従前どおりの取扱いとする。

(5) 課税所得の範囲の変更に伴う所要の調整

① 公益社団法人若しくは公益財団法人、非営利一般法人又は特例民法法人が普通法人となった場合には、原則として、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額を益金の額に算入する。

(注) 公益社団法人又は公益財団法人が普通法人に移行した場合には課税対象額から公益目的取得財産残額を、非営利一般法人（移行法人に限る。）又は特例民法法人が普通法人に移行した場合には課税対象額から公益目的財産残額を、それぞれ控除できることとする。

② 普通法人である一般社団法人又は一般財団法人が公益社団法人若しくは公益財団法人又は非営利一般法人となった場合には、解散及び設立があったものとして取り扱う。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

2 公益法人制度改革に伴う寄附税制の整備

(1) 特定公益増進法人の範囲に公益社団法人及び公益財団法人を加えるほか、特例民法法人については、経過措置として、旧民法第 34 条法人と同様の措置を講ずる。

(2) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の措置を講ずる。

① 本非課税特例の対象となる法人（以下「対象法人」という。）の範囲に次の法人を加える。

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 非営利一般法人のうち上記1(2)①イに掲げるもの

- ② 寄附を受けた財産（以下「寄附財産」という。）が対象法人の公益事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、その対象法人に対して、寄附時の譲渡所得等を承認取消年分の所得として所得税を課税する。
 - ③ 対象法人が、寄附財産を2年以上直接公益事業の用に供した後に譲渡する場合において、その譲渡による収入金額の全額をもって取得した資産（寄附財産と同種の資産等又は土地等に限る。以下「代替資産」という。）をその譲渡後1年以内に寄附財産と同じ公益事業の用に直接供するときは、寄附財産の譲渡及び代替資産の取得等に関する届出書の提出等一定の要件の下で、非課税特例を継続適用できることとする。
 - ④ 本非課税特例の対象となる寄附財産の範囲から国外にある資産を、対象法人の範囲から外国法人に該当するものを、それぞれ除外する。
 - ⑤ 公益社団法人及び公益財団法人につき、その認定の取消しがあった場合において、その有する寄附財産（以下「当初寄附財産」という。）を含む公益目的の財産を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の定めに従い、他の公益法人等に対して寄附をするときは、その財産の寄附を受けた法人（以下「引継法人」という。）が当初寄附財産相当額の財産（以下「引継財産」という。）を寄附後1年以内にその引継法人の公益事業の用に直接供すること、認定の取消し等及び引継財産に関する届出書を提出すること等一定の要件の下で、非課税特例を継続適用できることとする。
 - ⑥ 特例民法法人（移行法人への移行の認可の取消しを受けて特例民法法人とみなされた法人を除く。⑦において同じ。）については、経過措置として、旧民法第34条法人と同様の措置を講ずる。
 - ⑦ 特例民法法人から公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人へ移行する場合において、移行後の法人が寄附財産を直接移行後の公益事業の用に供するときは、移行に関する届出書の提出等一定の要件の下で、非課税特例を継続適用できることとする。
- (3) 相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人（以下「非課税法人」という。）の範囲に公益社団法人及び公益財団法人を加えるほか、特例民法法人については、経過措置として、旧民法第34条法人と同様の措置を講ずる。

なお、特例民法法人からの移行の際に非課税法人であった一般社団法人及び一般財団法人が、その移行前に贈与を受けた財産を公益目的支出計画に定める公益事業の用に供しているときは、当該財産については、非課税法人の公益事業の用に供されているものと同様の取扱いとする。

(注) 上記の改正は、平成20年12月1日から適用する。

3 公益法人制度改革に伴うその他の公益法人関係税制の整備

(1) 所得税・法人税

- ① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等のうち旧民法第34条法人を対象とする措置の対象範囲に公益社団法人及び公益財団法人を加えるほか、特例民法法人については、経過措置として、旧民法第34条法人と同様の措置を講ずる。

- ② 特定退職金共済制度の対象となる法人の範囲に公益社団法人及び公益財団法人を加える。なお、既に特定退職金共済団体の承認を受けている旧民法第 34 条法人については、引き続き制度の対象とする。

(2) 登録免許税

- ① 一般社団法人及び一般財団法人の設立登記等について、1 件につき 6 万円等の登録免許税を課税する。

公益社団法人及び公益財団法人に係る役員の変更登記等又は公益認定の際の変更登記については、非課税とする。

- ② 公益社団法人及び公益財団法人が学校の校舎等を取得した場合の不動産に関する権利の取得登記については、旧民法第 34 条法人と同様に、非課税とする。

- ③ 特例民法法人等から一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人への移行に係る登記等については、非課税とする。

- (3) 一般社団法人及び一般財団法人を消費税法別表第三に加える。

(注) 上記の改正は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

4 その他の関連諸制度の整備等

(1) 収益事業の範囲

- ① 労働者派遣業を加える。

- ② 技芸の教授業について、次のとおり見直しを行う。

イ 法律の規定に基づいて国の機関が付与する資格（いわゆる国家資格）に関する試験事業又は登録事業であって一定の要件を満たすものを、技芸の教授業の範囲から除外する。

ロ 外洋小型船舶の操縦の教習に係る除外措置を廃止する。

- ③ その他、収益事業に係る除外措置につき、非営利一般法人を対象とする等、所要の整備を行う。

(2) 合併が行われた場合の課税

一般社団法人及び一般財団法人を含む非出資法人については、共同事業を行うための適格合併の要件の判定に際し、株式保有要件を除外して判定する。

- (3) 法人が収益事業課税から全所得課税へ移行した場合等、法人につき課税所得の範囲の変更等があった場合には、その前日までのみなし事業年度を設ける。

- (4) 公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利一般法人を収支計算書の提出対象となる法人の範囲に加えるほか、届出及び添付書類に関し所要の整備を行う。

(5) 外国公益法人等の指定制度の廃止

所得税及び法人税における外国公益法人等の指定制度について、現に指定を受けている外国法人に対する所要の経過措置を講じた上、廃止する。

- (6) 一般社団法人及び一般財団法人等の持分の定めのない法人への贈与等を通じた贈与税等の租税回避について、次の措置を講ずる。

- ① 公益法人等に対する贈与等を利用した贈与税等の租税回避を防止するための制度について、適用対象を一般社団法人及び一般財団法人等の持分の定めのない法人とする。

- ② ①により持分の定めのない法人に贈与税等を課税する場合において、受贈益が当該法人の益金の額に算入される場合でも、当該法人に対し贈与税等を課税（法人税等は控除）する。

また、人格のない社団又は財団への贈与税等の課税についても、同様の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、(1)①及び②、(2)並びに(3)を除き、原則として、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

5 その他所要の整備を行う。